９　住宅の応急修理

（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

防災庁

9-②　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【大規模半壊・中規模半壊・半壊】（内閣府告示　第８条第２号）

	一　般　基　準	備　考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（半壊、中規模半壊世帯） ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）	
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　757,000円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３か月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

9-②　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

主　な　留　意　事　項

○　この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。

○　全壊（焼）の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能である。

○　借家等は、通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が修理を実施すべきであり対象とはならない。

○　令和２年７月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に防災庁に連絡の上、実施されたい。

応急修理期間における応急仮設住宅の使用

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

＜背景・課題＞

○　工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。

○　今般の令和２年７月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

＜概　要＞

・対　　象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者

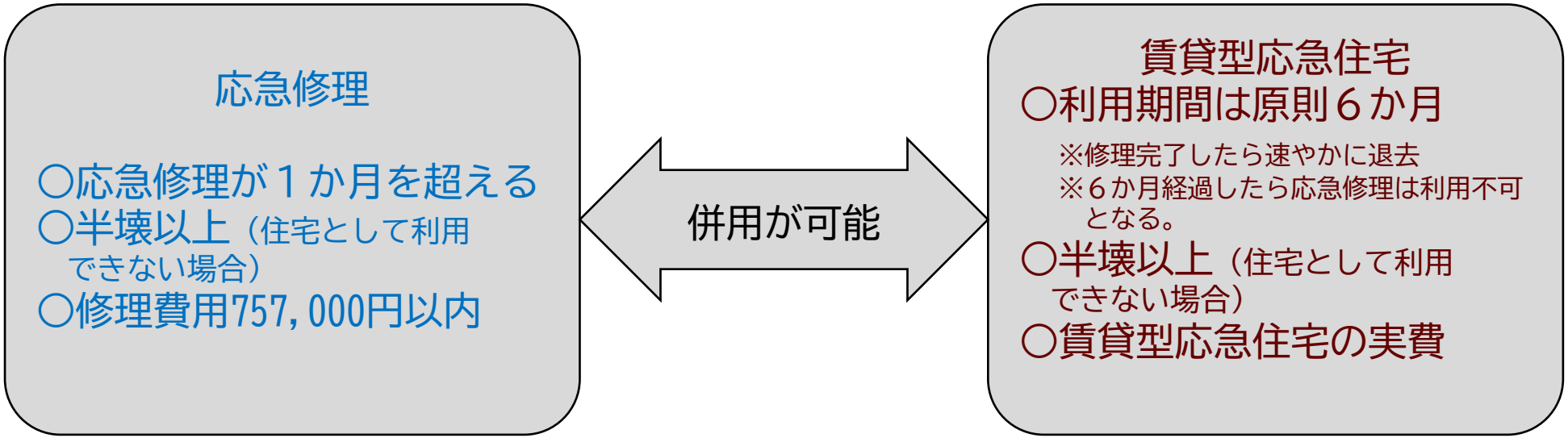
・使用期間：応急修理の申込日から原則６か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）

・支出費用：実費（地域の実情に応じた額）

応急修理期間における応急仮設住宅の使用（補足）

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたので、次に掲げる事項に留意し、事前に防災庁と協議の上、実施されたい。

① 対象者は、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上に該当し、他の住まいの確保が困難な者とする。
② 応急仮設住宅の使用期間は応急修理の申込日から原則６か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。
③ 上記期限を経過した場合は、応急修理を利用することはできないものとする。
④ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められない。
⑤ 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である県や委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。



9-③　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【準半壊】（内閣府告示　第８条第２号）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　367,000円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

９-③　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）【準半壊】

主　な　留　意　事　項

○　令和元年10月23日公布・施行
（令和元年の災害から適用（令和元年８月の前線に伴う大雨、令和元年台風第１５号、令和元年台風第１９号を含む））

○　この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。

（令和８年度）住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）

	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊(※1)
対　象　者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯） ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（大規模半壊世帯）	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では　応急修理をすることができない者（準半壊世帯） ※１「令和元年台風第19号」等を契機に、令和元年の災害分から「準半壊」を支援対象に追加
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　757,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　367,000円以内
救助期間(※２)	災害発生の日から３か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から６か月以内に完了）	災害発生の日から３か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から６か月以内に完了）

※２下線部は特別基準の設定が可能なもの。　「費用の限度額」については、特別基準の設定は「不可」。

過去の応急修理の限度額

	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
半壊以上	520,000円	547,000円	567,000円	574,000円	584,000円	595,000円	655,000円	706,000円	717,000円	739,000円
準半壊	－	－	－	－	－	300,000円	318,000円	343,000円	348,000円	358,000円

被害の程度(※３)	全　壊	大規模半壊	中規模半壊	半　壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※３「災害の被害認定基準について」（令和３年６月24日付け府政防第670号）による。

事前準備（相談）

申請書等提出（受付）

審査

工事の依頼

受付窓口

被災自治体

被災者

修理業者

① 申請書の入手
②「罹災証明書」の入手

※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋等を実施（紹介業務の外注可能（経費は救助事務費を充当））

修理見積書の入手

修理内容の説明

＜提出書類＞
①「住宅の応急修理申込書」
②「罹災証明書」
③「修理前の被害状況が分かる写真」
④「修理見積書」（後日提出可だが、工事決定に必要。）
⑤「資力に関する申出書」

「写真」、「修理見積書」の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理。必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事実施の連絡

①「修理依頼書」を発行
②「請書」を徴収

※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

工事契約（自己負担分）

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

完了検査

支払い

被災自治体

修理業者

「工事完了報告書」を提出
（「修理前、修理中、修理後の写真」等を添付）

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。

修理前の被災状況の写真撮影

応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になる。

被災者の中には被災前の写真を撮影しないまま、住宅の清掃や修理を行い、写真を撮り忘れて申請が出来ず、修理申請を諦めてしまうケースもあると聞く。

清掃や修理をしてしまってからでは、正確な被害が把握できなくなってしまうことから、被災者に対して修理前の写真撮影を必ず行うよう周知徹底していただきたい。

住宅に被害を受けた皆様にお願い！

カメラがなければスマホでも構わないので、必ず被災住宅の写真を撮影してください。

住民周知用チラシ（イメージ案）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。　内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所が分かるよう“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

＜撮影上の留意点＞

（1）外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
- ✔ **浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。**
  メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✔ **破損状況を箇所別に撮影しましょう。**
  室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

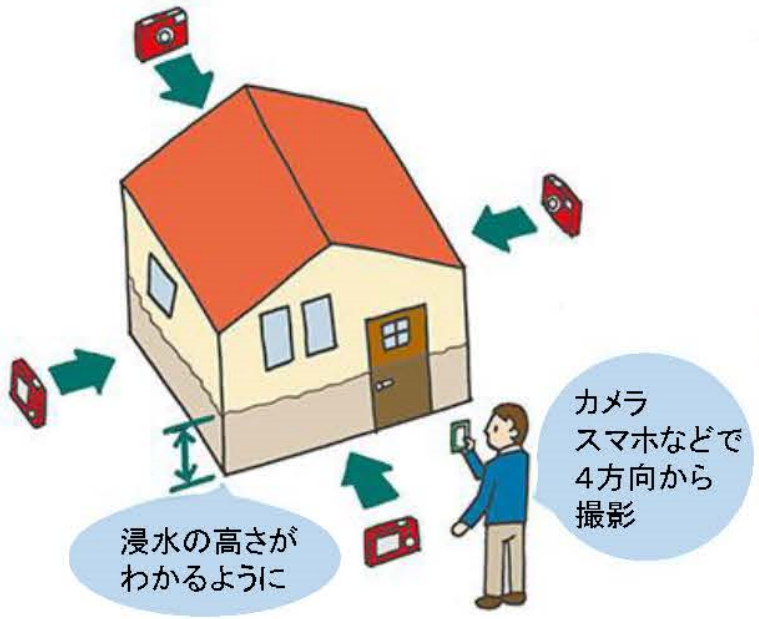
（2）室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
- ✔ **被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。**
  片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✔ **破損状況を箇所別に撮影しましょう。**

（3）設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
- ✔ **破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう**
- ✔ **設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう**
  応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

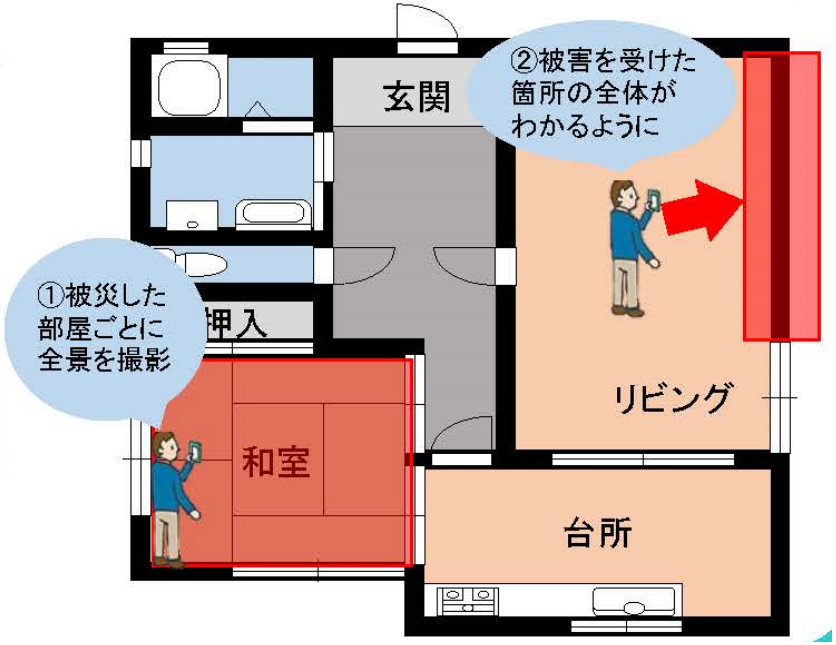
＜修理業者の方にもお伝えください＞
- ✔ **工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。**



＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



（参考）被災した自宅の写真撮影について

被害認定や応急修理の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。
被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、修理前、修理中、修理後の写真撮影を行うよう周知徹底願いたい。

○　修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。



（1）外　観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

①　浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
②　屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
③　玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影

（2）室　内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）

①　居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
②　廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
③　浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

（3）設　備（破損、故障など）

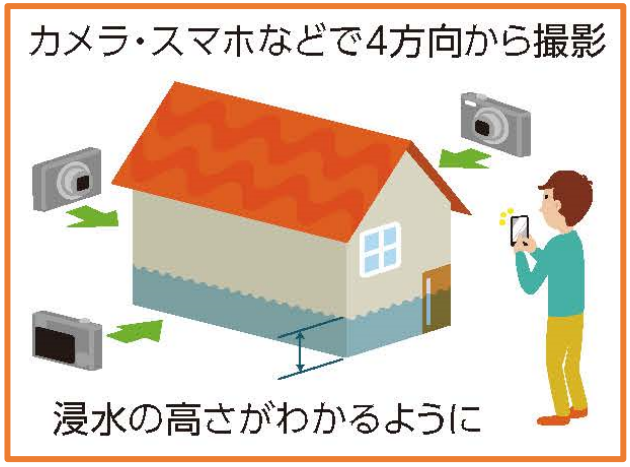
①　キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
②　設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

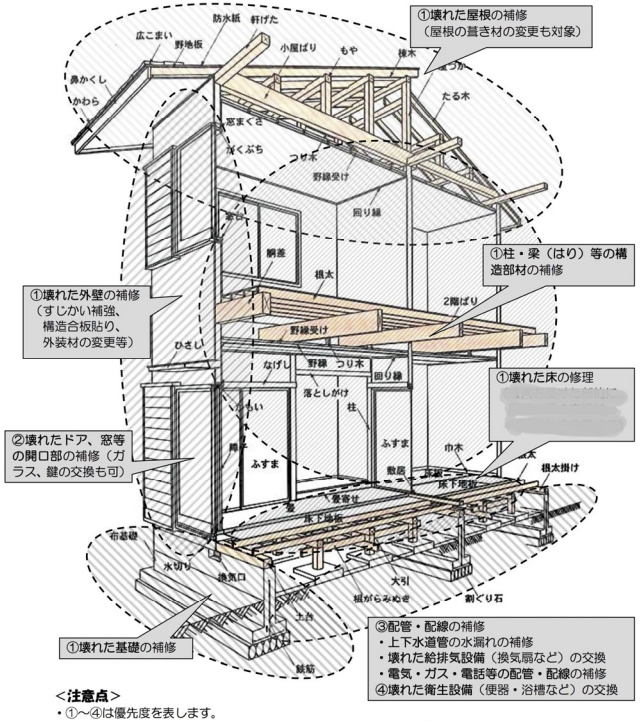
※　屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
　　自分で撮影できない箇所等は施行業者に撮影して貰うなどすること。

○　修理中・修理完了後の写真撮影（修理業者が撮影）

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

①　床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
②　設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
③　屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去





写真を撮り忘れた場合の代替措置による証明について

○　修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「資料」）に記載し、修理業者が証明することで、証拠写真の代替となる。

○　証明書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。
（また、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさない。）

○　「資料」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

施工前・施行中の写真を撮影していない場合の取扱い

令和５年〇〇月〇〇日

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

〇〇県知事又は〇〇市区町村長　殿

施工業者名	〇〇〇工務店
代表者	代表取締役　〇〇　〇〇
電話	***-****-****
メール	*********@****. co. jp

災害名	令和４年台風第 14 号による災害				
自治体名	〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
修理物件	〇〇　〇〇邸（住所：　　）				
被害区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日　～　令和〇年〇〇月〇〇日				
修理金額	円（自己負担分　　円）				

（被災者氏名）邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

※　施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】

〇〇　〇〇邸図面（１階）
※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）



〇〇　〇〇邸図面（２階）
※損傷箇所が判るようにすること

〇修理箇所（応急修理として申請する箇所）

1

ＬＤＫ （１６帖相当）	（破損状況説明） 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落。フローリング下地板の腐食、床板に反り、壁板の腐食、カビの発生 交換する必要がある。
（破損材料） ・根太：〇〇箇所が腐食 ・断熱材（床）：吸水により脱落 ・床下地材：腐食により交換 ・フローリング材：反りにより交換 ・壁板：腐食・カビにより交換 ・断熱材（壁）：吸水による脱落 ・巾木：カビの発生	（交換材料） ・根太：ヒノキ材で交換 ・断熱材（床）：グラスウールに交換 ・床下地材：木下地〇㎜で敷込 ・フローリング材：ヒノキ無垢材で対応 ・壁板：ヒノキ材で補修 ・断熱材（壁）：グラスウールに交換 ・巾木：ヒノキ材に交換

2

玄関 （収納は対象外）	（破損状況説明） 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換
（破損材料） 玄関タイル：破損 モルタル：亀裂 巾木・見切り：破損 玄関ドア：破損 （メーカー、品番）	（交換材料） 玄関タイルの交換 モルタル亀裂：コーキング材充填 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 玄関ドア：同等品に交換 （メーカー、品番）

災害に便乗した悪質商法等への注意喚起



（焦らず、落ち着いて！）

被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。

こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。

まずは、**修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談して**ください。

また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の２）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和７年最終改定）

・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの

・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準等

被害の程度	全　壊	大規模半壊	中規模半壊	半　壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※「災害の被害認定基準について」（令和３年６月24日付け府政防第670号）による。

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該**災害による被害の程度を証明する書面**（次項において**「罹災証明書」**という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策　給　　付　：被災者生活再建支援金、義援金　等
融　　資　：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金　等
減免・猶予　：税、保険料、公共料金等
現物給付　：災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理　等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞

被災者から市町村へ申請

被害状況の調査（市町村）





被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）



罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年　月　日の　　による
被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（作業が仕事の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

○○市町村長

各種被災者支援措置の活用

応急修理に係る世帯年収確認事項の撤廃

災害のため住家が半壊又は準半壊等の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者について、都道府県又は市町村において、**「資力に関する申出書」**を基に、その被災者の資力を判断する。

	半　　壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が４５歳未満	世帯年収　≦　５００万円	なし	なし
	世帯主が４５歳以上	世帯年収　≦　７００万円		
	世帯主が６０歳以上	世帯年収　≦　８００万円		
要配慮世帯		世帯年収　≦　８００万円		

年収確認は必要ありません。
確認しないで大丈夫です！

応急修理の迅速な実施

施工業者不足の問題は一つの要因ではあるが、近年、応急修理の完了までの期間は長期化している。防災庁、国土交通省では、被災自治体と連携して、修理期間が出来る限り長期化しないよう、工務店団体による応急修理等に係る相談体制の支援や修理業者に関する周知などの支援を行っている。

被災自治体においては職員による巡回などの被災者個々へのアプローチを図っていただくなど、修理が長期化しないように努めていただきたい。

具体的には、次に記載のⅰからⅲの修理期間の短縮化に資すると考えられる取組等について、可能な限り平時から事前準備を進め、発災時に対応していただきたい。

【参考】過去災害時における住宅の応急修理の実施状況

災害名	自治体名	応急修理実施期間	半壊以上			準半壊		
			被害件数	修理件数	申請率	被害件数	修理件数	申請率
H28熊本地震	熊本県	2年11月	68,030	32,642	48%	—	—	—
H30.7月豪雨	岡山県	1年 9月	3,365	1,385	41%	—	—	—
	広島県	2年 9月	3,632	990	27%	—	—	—
	愛媛県	2年 1月	3,490	1,848	53%	—	—	—
R元東日本台風	宮城県	1年 5月	3,374	1,385	41%	1,177	314	27%
	長野県	1年 6月	2,841	1,422	50%	389	65	17%
R2.7月豪雨	熊本県	1年 4月	3,798	1,622	43%	445	194	44%
R3福島県沖地震	福島県	2年 2月	3,502	1,253	36%	9,171	3,472	38%
R4福島県沖地震	福島県	1年11月	4,235	1,741	36%	7,278	3,759	52%
平均	—	**1年11月**	**96,267**	**44,288**	**46%**	**18,460**	**7,804**	**42%**

被災自治体の応急修理に係る体制確保及び事務の円滑化の推進

ⅰ　災害発生後、速やかな応急修理の受付体制の構築、審査手続き等の事務の円滑化を図るため、都道府県におかれては、平時から各市町村における体制等にも留意しつつ、事務委任の詳細について調整・取り決めを進めるとともに、応急修理に係る対応マニュアルの整備※など、市町村に対して支援していただきたい。

※ マニュアル等の整備にあたっては、適宜、「災害救助事務取扱要領」の別添５（申込書、資力に関する申出書、修理見積書等の申請・審査事務等に係る様式）を活用いただきたい。

被災者の再建意向・ニーズ・課題等の把握及び修理事業者の確保・紹介・相談対応等の取組

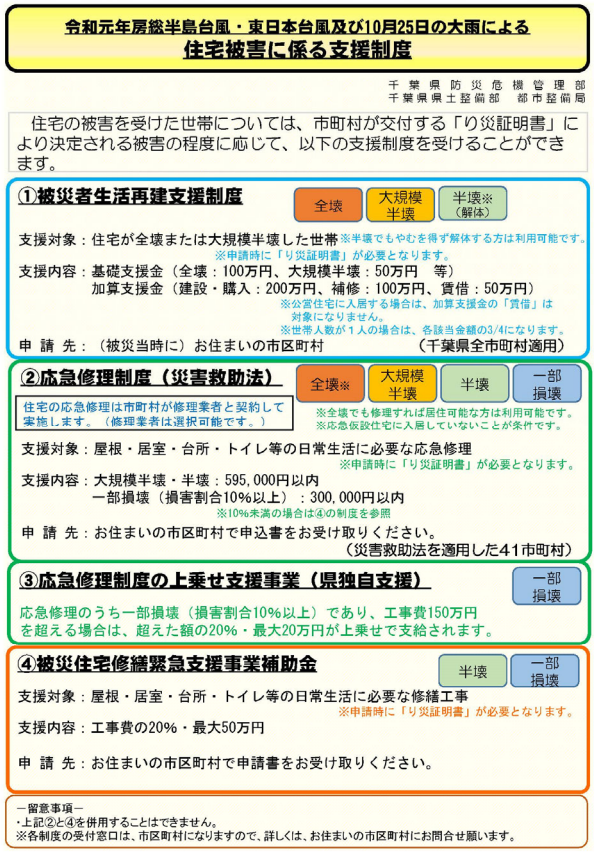
ii　災害発生後できるだけ早期から、被災者に対し応急修理を含む住まいの確保策に係る情報提供・意向確認を図るとともに、住まいの再建に関する被災者のニーズ・課題の把握等を行っていただきたい。

iii　平時から関係団体や修理業者等と調整し、適宜、事業者に対する説明資料の作成や説明会の実施等周知を行ったうえで、災害発生時には住宅の補修等に活用できる事業者リストをHPに掲載し、自治体の相談・申請窓口等において被災者への情報提供・紹介等を行っていただきたい。この際、業界団体等の協力を得て、被災した住宅の工事に係る相談窓口を開設し、当該団体において、被災者からの応急修理に係る相談対応や事業者の情報提供等を実施することが有効であると考えられる※。

※ 国土交通省の支援により、建築士事務所協会等を受け皿として、住民向けの建築相談事業を実施することが可能。平時から本事業についてご了知いただくとともに、災害発生時、相談窓口等の開設にあたっては、適宜、国土交通省にご相談いただきたい。

応急修理制度の被災者への周知の徹底





資料提供：千葉県

実施主体である都道府県や委任を受けた市町村は、チラシ、住民説明会等により、被災者に対して応急修理について判り易く速やかに周知を図っていただきたい。
なお、支援制度等に係るチラシの作成にあたり、地方公共団体に加えて、防災庁、国土交通省をクレジットとして記載するなど、政府として協力することが可能であるため、適宜、相談いただきたい。

応急修理に関するＱ＆Ａ

例えば、「外壁補修を行わない内壁の修理は認めない」、「壊れた床の修理に際し、畳の交換は１戸あたり６畳までしか認めていない」など、既に撤廃された要件や事例について、今も運用されているのかと質問を受けることがある。

令和元年東日本台風（第19号）においても、類似の事例を耳にしたことから、現在の運用に係る考え方を示すため、

「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ」

を作成している。

最新の「災害救助事務取扱要領」にＱ＆Ａを掲載しているので参考にしていただきたい。

住宅の応急修理に関する留意事項

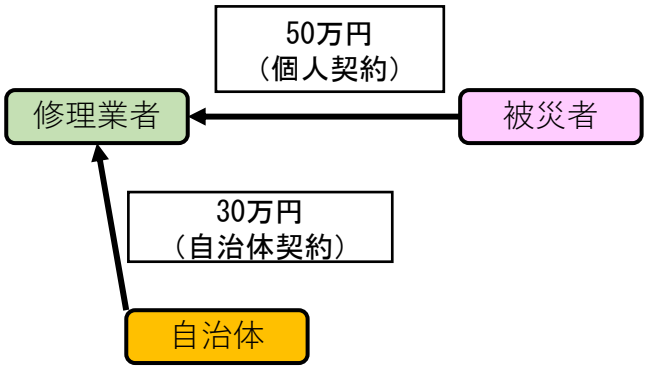
被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。

このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合

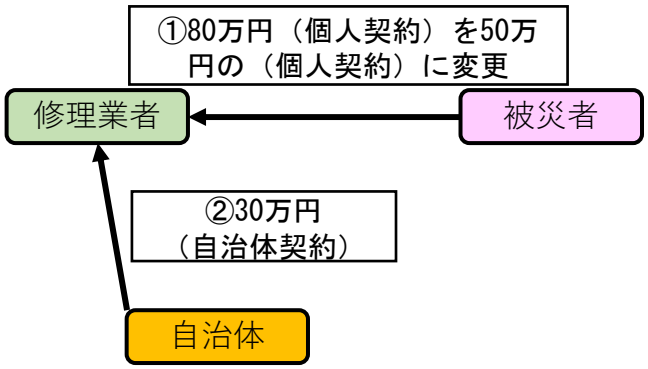
◎対象

通常の応急修理のケース
（申請を受付、修理を実施）



◎対象

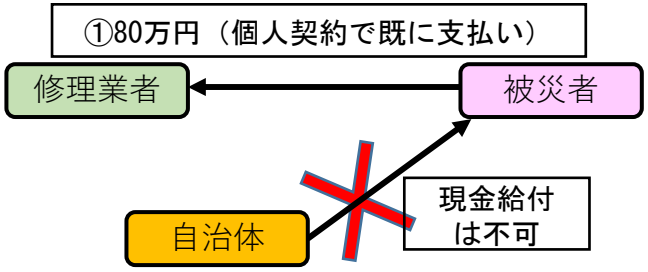
既に修理に取りかかったが、
支払に至ってないケース



※　被災者が既に工事を発注している場合であっても、修理業者に変更契約（80万円→50万円に変更）に応じて貰える場合には、自治体は応急修理の対象として差し支えない。

×対象外

既に修理完了し、業者に
支払ってしまったケース



※　応急修理の対象とはできない。

〔災害救助法の応急修理は、行政が修理業者に修理費用を支払うスキームであり、既に支払いが済んだ被災者の費用の補てんをすることはできない。〕

「令和３年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和３年12月21日閣議決定）において、「被災した住宅の応急修理（４条１項６号）に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」（令和３年６月）を改正し、地方公共団体に令和４年５月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。

応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書（別添５－４－①）で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書（別添５－４－②）の様式で申請を受けるのかを選択して使用すること。

従来様式

様式第３号　　別添５－４－①

修 理 見 積 書

（ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費）　0 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1）　0 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分）　0 円（消費税込）

工事名称	金 額（消費税込）	うち応急修理対象分（消費税込）（※2）	備考
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	0 円	0 円	

※1 １世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：　XXX, XXX 円の範囲内
準半壊の場合：　YYY, YYY 円の範囲内
※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい
※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

○○○県知事　又は　○○○市町村長　殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和　年　月　日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和　年　月　日

住 所	
氏 名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

追加様式

様式第３号　　別添５－４－②

修 理 見 積 書

（ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費）　円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1）　円（消費税込）

見積金額（被災者負担分）　円（消費税込）

工事内訳は別紙のとおり
（工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い）

※1 １世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。
＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：　XXX, XXX 円の範囲内
準半壊の場合：　YYY, YYY 円の範囲内
※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。
※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に ◯ を付けること。

○○○県知事　又は　○○○市町村長　殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和　年　月　日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和　年　月　日

住 所	
氏 名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

※　いずれの見積書についても、工事内訳が必要であるが、別添５－４－②　については、応急修理の対象工事を内訳書に ◯ を付して明確にすること。

※　工事内訳書（修理事業者が普段使用している様式）は、必ず提出すること。

府県との災害援助協定の締結等を図っておくこと。

このような協定の締結等については、要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（例：紙おむつ、ストーマ用装具など）についても、同様である。

また、要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材について法第４条第１項第３号（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等の物資供給協定の締結等を図っておくこと。

（イ）物資供給業者の協力、交通状況の把握、必要に応じた救援用物資集積基地の設置など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を整備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

（ウ）調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資と義援物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

ウ　医療

（ア）災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動が開始できるよう、あらかじめ公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくこと。また、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制を定めておくこと。

（イ）災害発生後、医療の提供を的確に行う上で、次のような情報が不可欠であるので、関係部局とあらかじめ役割分担や連絡体制を定めるなどし、被害状況等を速やかに把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

①　被災地域における医療施設及び設備の被害状況

②　被災地域における医療施設の診療機能の可否

③　医療品及び医療用資器材等の確保状況

④　被災地域及び周辺地域の交通状況

（ウ）救護班による応急的な医療のほか、後方医療機関等により的確に医療が提供できるよう、患者搬送体制を整備しておくこと。

また、ヘリコプター等を活用した広域的搬送体制や他都道府県との協力体制についても定めておくこと。

エ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

発災後、速やかに住宅の応急修理を行うことは、避難生活の早期解消の観点からのみならず、被災者に対し生活再建の道筋を早期に提示する観点からも重要であることから、あらかじめ応急修理の実施要領等（別添５を参照）を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくこと。

オ　死体の捜索及び埋葬

（ア）災害発生直後の遺体検案を円滑に実施するため、検案を担当する医師の確保を図るほか、警察等と連絡調整を密にし、迅速かつ的確な検案を行うための体制を確立しておくこと。

（イ）遺体の処理を円滑に行うため、遺体を一時的に収容する場所、遺体搬送のための車両、遺体保存のためのドライアイス等の確保を図るため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

（ウ）地元火葬場の被災も想定し、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車

第４　救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定めることとされており、一般的には次により取り扱うこととしているが、この取扱いはあくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意すること。

通常、この内閣総理大臣が定める基準を一般基準と言い、一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意の上に定める基準を特別基準と言っている。

災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、防災庁と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要があるものである。

11　日常生活に必要な最小限度の部分の修理（被災した住宅の応急修理）

（１）目的・趣旨

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下「応急修理」という。）は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の修理を行うことで、引き続き元の住家で日常生活を営むことができるようにするものである。

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、地方自治体においては、平時から実施要領（別添５「（災害名）における日常生活に必要な最小限度の部分の修理実施要領（例）」参照）を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図られたい。

【参考】住宅の応急修理制度の拡充「準半壊」の創設（令和元年８月28日から施行）

令和元年8月の豪雨災害や同年9月の台風第15号による災害により、多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常の生活に著しい支障が生じたことから、応急修理制度を拡充し、恒久的制度として、一部損壊の住家のうち損害割合が10%以上の被害が生じたもの（以下「準半壊」という。）についても、新たに制度の対象とすることとした。

（２）期間

ア　一般基準・特別基準

（ア）一般基準

法による応急修理は、災害発生の日から３月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部※が設置された場合は６月以内）に完了することとされている。

（イ）特別基準

災害の規模や被災地の実態等によって、応急修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間内で応急修理を完了することが困難な場合には、内閣総理大臣と協議の上、期間の延長が可能である。

※　災害対策基本法第 23 条の 3 第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部

【参考１】平成19年（2007年）能登半島地震

平成19年（2007年）能登半島地震においては、被災地は、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており（半島振興法（昭和60年法律第63号））、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、同年３月25日から７月25日迄の期間の延長をあらかじめ特別基準として対応した。

【参考２】災害対策基本法（抄）

（特定災害対策本部の設置）

第二十三条の三　災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの（以下「特定災害」という。）であるときは、内閣総理大臣は、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、特定災害対策本部を設置することができる。

（非常災害対策本部の設置）

第二十四条　非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、非常災害対策本部を設置することができる。

（緊急災害対策本部の設置）

第二十八条の二　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、緊急災害対策本部を設置することができる。

イ　応急修理の迅速な実施

近年、施工業者不足の問題等により、応急修理の完了までの期間は長期化している。防災庁、国土交通省では、被災自治体と連携して、修理期間が可能な限り長期化しないよう、工務店団体による応急修理等に係る相談体制の支援や修理業者に関する周知などの支援を行っている。

被災自治体において、職員による巡回などの被災者個々へのアプローチを図っていただくなど、修理が長期化しないよう努めること。

具体的には、次のとおり修理期間の短縮化に資すると考えられる取組等について、可能な限り平時から事前準備を進め、発災時に対応すること。

（ア）災害発生後、速やかな応急修理の受付体制の構築、審査手続き等の事務の円滑化を図るため、都道府県におかれては、平時から各市町村における体制等にも留意しつつ、事務委任の詳細について調整・取決めを進めるとともに、応急修理に係る対応マニュアルの整備など、市町村に対して支援を行うこと。

（イ）災害発生後可能な限り早い時期から、被災者に対し応急修理を含む住まいの確保策に係る情報提供・意向確認を図るとともに、住まいの再建に関する被災者のニーズ・課題の把握等を行うこと。

（ウ）平時から関係団体や修理業者等と調整し、適宜、事業者に対する説明資料の作成説明の実施等周知を行った上で、災害発生時には住宅の補修等に活用できる事業者リストをホームページ等に掲載し、自治体の相談・申請窓口等において被災者への情報提供・紹介等を行うこと。

この際、業界団体等の協力を得て、被災した住宅の工事に係る相談窓口を開設し、当該団体において、被災者からの応急修理に係る相談対応や事業者の情報提供等を実施することが有効であると考えられることから、関係省庁とも必要に応じて連携しつ

つ実施すること。

（エ）ブロックを単位とする関係団体や全国団体の協力を得ること、また、被災した地域の外にある修理業者等の応援を得ること。被災した市町村の管内にある修理業者等のみで対応する場合と比較した場合、より多くの需要に対応することが可能となることから、応急修理や緊急修理の迅速な実施に有効であると考えられる。

（オ）実施主体である都道府県や事務委任を受けた市町村は、チラシ、住民説明会等により、被災者に対して応急修理についてわかり易く速やかに周知を図ること。

なお、支援制度等に係るチラシの作成に当たり、地方公共団体に加えて、防災庁、国土交通省等のクレジットを入れる等、政府として協力することが可能であるため、適宜、相談すること。

（３）対象者

法による住宅の応急修理は、次表の左欄に掲げる住家の被害の区分ごとに、右欄に掲げる対象者に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行うものとする。

住家の被害	対象者
大規模半壊	大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
半壊（大規模半壊を除く）、半焼又は準半壊	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合が対象となる。その趣旨は、法に基づく応急修理は、住家が半壊等の被害を受け、そのままでは住むことはできないが、その破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるようにするものであるのに対し、応急仮設住宅の供与は、住宅が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、仮の住まいとして提供されるものであるので、その対象が異なるためである。

【参考】「準半壊」を新設した経緯等

令和元年８月の豪雨災害や令和元年房総半島台風においては、極めて多くの住家に被害が生じ、被災者の日常の生活に著しい支障が生じたことから、令和元年内閣府告示第378号により基準告示の一部を改正し、災害のため住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者についても、恒久的制度として住宅の応急修理制度の支援の対象とすることとした。

この「半壊又は半焼に準ずる程度の損傷」については、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとし、その被害の程度を「準半壊」とする。

ア　法による応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないので、

日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象とする。

ただし、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

イ　住家が半壊、半焼又は準半壊の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、応急修理の対象とはならない。

（例：１階にトイレがあり災害により破損したが、２階にもトイレがあり、差し当たって２階のトイレの使用が可能な状態であれば、法による応急修理の対象とはならない。）

ウ　災害のため住家が半壊（大規模半壊を除く）、半焼又は準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（別紙様式２）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

※　平成 28 年５月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件が撤廃となり、所得証明書等により資力を把握すれば応急修理を実施できることとなった（大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、資力要件を問わない。）。また、更なる弾力運用を図るため、「資力に関する申出書」（別紙様式２）を提出するだけでよいこととし、令和元年 10 月には、再度、事務連絡を発出して、その取扱いについて改めて明確化を図ったところである。

エ　法による応急修理は、直接災害により住家に被害を受けたもののみを対象とすることを原則としているが、これは災害以外の理由によるものは、その原因者による賠償等で対応されるのが原則であるからである。

したがって、地震等により引き起こされた火災や地滑り等の二次災害、消火活動の破壊消防による損壊等は対象となり、その他真にやむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施できることとされている。

オ　全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、法による住宅の応急修理の対象とはならないものであること。

ただし、全壊等であっても修理すれば居住することが可能なら、内閣総理大臣と協議のうえ、住宅の応急修理の対象とすることが可能となっている。

カ　住宅の応急修理の申請等に必要な資料等の取扱いについて

（ア）応急修理を申請時に必要な資料は以下のとおりであり、都道府県は次の資料の記載内容等を確認の上、受付を行うこと。

①　住宅の応急修理申込書（様式１号）
②　罹災証明書
③　施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真
④　修理見積書（様式３号）※　後日、提出可だが、工事決定までに必要
⑤　資力に関する申出書（様式２号）
⑥　上記以外に自治体において必要となる資料

（イ）応急修理の施工、工事完了、精算に必要な資料として、上記の申請書類のほか、以下の書類を保管・管理すること。

①　応急修理依頼書（様式４号）

② 応急修理実施連絡書（様式５号）
③ 工事請書（様式６号）
④ 修理に関する請求書
⑤ 施工中、施工後の修理状況が分かる写真（修理箇所毎）
⑥ 工事完了報告書（様式７号）
⑦ その他、会計処理上必要な書類（負担行為・支払いに係る書類、債主登録票）

キ 被災した住宅の写真撮影について

応急修理の申請時には、被災者の住宅について被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、修理前、修理中、修理後の写真撮影を行うよう周知徹底すること。

【参考】 応急修理に必要な写真撮影のポイント

（被災者又は修理業者が撮影）

○ 修理前状況写真の撮影

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

（１）外観（亀裂、剥がれ、歪みなど）
① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影

（２）室内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）
① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビが発生している状況を撮影

（３）設備（破損、故障など）
① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所がわかるように撮影
② 設備の型番・形式等がわかるように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることがわかるようにすること。
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
自分で撮影できない箇所等は修理業者等に撮影してもらう等すること。

（修理業者が撮影）

○ 修理中・修理完了後の写真撮影

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。
① 床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
② 設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
③ 屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨樋交換など⇒足場撤去

※ 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等につ

いて図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に記載するとともに、修理業者として『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下「代替資料」という。）において証明すること。

※　代替資料は、参考資料別添５に添付するため、参考とされたい。

なお、代替資料については、被災者や自治体が代筆することは認めない（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。）。

「代替資料」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

被災者又は修理業者が写真の撮り忘れをしないよう、以下に添付する図３「（被災者・修理業者向け）写真の撮り忘れ防止のためのチラシ」を参考に申請書等と併せて配布すること。

（写真の添付がされておらず、申立書を読んでも被害状況の把握ができない場合は、国庫負担の対象とならない場合もあるので、留意すること。）

ク　応急修理の優先順位

法による応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は、屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施すべきであること。

令和元年東日本台風では、風水害等により壁や床が浸水被害により損害を被っているにもかかわらず、優先度の低いユニットバスの交換や浸水していないシステムキッチンの吊戸棚等の修理を応急修理の対象として修理したが、修理が完了しても、自宅に戻れず避難所での生活をしていたケースがあった。

応急修理制度は、修理することで、引き続き、住家で日常生活を営むことができるようにすることが法の趣旨・目的であることから、このようなことが発生しないよう留意すること。

緊急を要する床や外壁等を応急修理の対象としない等の事例が多発していることから、応急修理の優先度を次のとおり示すこととする。

都道府県又は事務委任を受けた市町村は、応急修理の内容を確認の上、緊急性の高い部位の修理を優先して行うよう被災者や修理業者に促すこと。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた内・外壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
④	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）

※　なお、災害の態様や各住戸の損傷状況によっては、緊急性や優先度が変わることも考えられるため、上記に限られるものではない。

ケ　借家等の取扱いについて

（ア）借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理を行うだけの相当額の貯金又は

不動産、応急修理のための一時的な借入れができないとは考えにくい上、火災保険・共済等により、保険金・共済金が支払われていることも考えられるため、修理ができないとは考えにくいが、住宅の修理は前述のとおり住宅の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行えず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。この場合、住宅所有者に対して行うものではないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない。

ただし、以下の（イ）～（オ）の点に留意して所有者の資力では修理ができないことを確認すること。

（イ）持家は被災者個人の資産である一方、借家は所有者の事業用資産であり、借家の修繕は、本来は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 606 条第 1 項に基づき、所有者が行う必要がある。これを法に基づき都道府県が応急修理を行うこととなれば、事業用資産への損害補償という形になるため、借家の応急修理については、所有者による修繕がなされない真にやむを得ない事情がある場合に限定する必要がある。

そのため、貸家の応急修理を実施する場合には、所有者に資力がなく、応急修繕を実施できない状況下にあるか否かを厳格に確認すること。

その際には、所有者に資力がないことを確認するため、

・所有者の所得証明書による所得や課税の状況等（所有者又は所有者が保有する法人等の課税証明書）

・賃貸借事業の事業計画や財務諸表などの書類（銀行からの借り入れや資金計等）

などのうち、いずれか一つを確認すること。

【参考】

賃貸人の課税証明書を確認する場合、「不動産所得」が計上されているか否かがポイント。

一般的に、賃貸人本人の所有物件であれば、賃貸人本人の課税証明書に「不動産所得」が記載され、プラスかマイナスのどちらかの所得額が記載されるが、課税証明書欄に「不動産所得」の記載がない場合は、別名義（例えば、会社名義にしている等）で所得が計上されていることが考えられる。

上記の場合には、不動産所得が掲載されている課税証明を徴取する必要があるので、留意願いたい。

当然、別名義で所得が計上されている場合には、応急修理の対象とはならないため留意すること。

（本件は、「令和５年の地方からの提案等に関する対応方針」令和５年 12 月 22 日付閣議決定に基づき、借家の所有者の資力確認については、円滑な救助実施に資するよう、救助実施主体である地方公共団体が資力を確認するための具体的な書類の例を示しつつ、それら書類のうちいずれかにより確認すればよいこと等を明確化し、地方公共団体に通知するものである。）

（ウ）１人の者が複数の借家等を所有する場合（例えば、アパートやマンション等）、通

常は所有者に修理する資力がないとは考え難いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯が複数であれば、それぞれの世帯単位（ただし、２世帯以上で通常の１戸の住宅に居住していた場合は、原則として１戸とすること。）に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

（エ）管理組合があるマンションにおける共用部分に係る応急修理の場合、他の法令、地方公共団体の要綱等及び当該マンションの規約等が定めるところに従い、必要な手続きの下、管理組合名による当該共用部分に係る応急修理の申込みを受理して差し支えない。

（オ）借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるのではなく、所得がなく、修理ができない資力状況、災害に伴う保険金・共済金の受領等がなく、所有者の資力では修理ができないことを客観的な証拠により厳格に確認した上で、居住者による応急修理の申請を受理すること。

（カ）また、借家等の所有者が法人（株式会社、（有限会社）、合同・合資・合名会社など）である場合は、その法人に資力がないとは考えにくいため、法による応急修理の対象とはならない。

コ　公営住宅や公務員宿舎の取扱いについて

（ア）公営住宅や公務員宿舎の修繕についても、民間の借家と同様に、所有者である所管省庁及び自治体の業務用の財産（行政財産）であり、所有者において修理を行うべきものであることから、法による応急修理の対象とはならない。

（イ）公営住宅では入居者が許可なく増築を行っている場合があり、災害により損壊したため、応急修理として申請を行っていることがある。公営住宅の増築は違法であり、違法な建築物を修理の対象とすることはできない。

（ウ）一部の公営住宅では、風呂釜や給湯機器等（以下「風呂釜等」という。）について入居者自らが持参し、据え付け、また、退去時には自らが風呂釜等を外して転居する場合もある。このような世帯の風呂釜等については、住宅の設備とは言い難く、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の修理の対象にならないことと併せて、住宅の応急修理の対象とすることもできない。

（エ）公営住宅の退去時修繕負担金等は、応急修理として支払う性質のものではではないことに留意すること。

（４）基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

ア　法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、大工、左官等の工事関係者を法第７条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。

なお、応急修理や緊急修理を行う修理業者の不足により修理期間が長期化している、又は長期化するおそれがある状況において、救助の迅速化を目的として、応急修理や緊急修理を行う住家と異なる市町村に所在する修理業者等に対し、都道府県知事から

要請等を行い、人件費、宿泊費、燃料費その他の応急修理の円滑化を図るための経費が必要な場合においては、内閣総理大臣に当該経費の額を協議して実施すること。この場合、金額等については公共工事設計労務単価並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）及び各都道府県の職員旅費取扱規定等を踏まえたものであること。また、他の補助金等の交付を受けている、又は受けることが確定している経費については、法による住宅の応急修理のために支出できる費用とならない（他の補助金等の対象となる可能性のある経費については、当該補助金等の利用を優先すること。）。

イ　同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、１世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

なお、同一住家に２以上の世帯が居住しており、世帯ごとに必要最小限度の部分が相違する場合には、当該世帯ごとに最小限度の部分を判断することになる。この場合、世帯ごとに修理のために支出できる費用の額は、１世帯当たりの額以内であることは、上記の原則のとおりである。

（５）応急修理期間における応急仮設住宅の使用について

応急修理期間において応急仮設住宅を使用する者の修理のために支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

以下、参考として再掲する。

第４　救助の程度、方法及び期間に関する事項

２　応急仮設住宅の供与

（９）応急修理期間における応急仮設住宅の使用

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（被災した住宅の応急修理。10 項参照）は、引き続き元の住家で日常生活を営むことができるようにするために、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最低限度の修理を行うものであることから、応急仮設住宅の供与により応急的な住まいが確保された場合には、住宅の応急修理との併給は行われないことが原則である。

このように、応急仮設住宅の供与は、住宅を失った者に対する救助であるが、被災した住宅の応急修理は、住宅を失っていない者に対する救助であり、対象が異なることから、併給され得ないと考えられる。

一方、近年、施工業者の不足等により、応急修理の工事期間が長期化する傾向にあり、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在している。

こうした状況を踏まえ、工事期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、工事期間中に限り、応急仮設住宅を使用できるようにした。

その具体的な取扱いは以下によるので、留意されたい。

ア　応急修理の期間中において応急仮設住宅を使用できる者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、工事期間が１か月を超えると見込まれる者とする。

イ　上記の工事期間の始期は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ時点とする。

ウ　提供可能な応急仮設住宅は通常、応急修理の工事は長期間に及ばないことから、賃貸型応急住宅を必要な期間活用するものとし、新たな建設型応急住宅を建設することは、原則として認められない。

エ　応急仮設住宅への入居期間は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ日を開始日とし、原則として６か月以内とする（この期間内で応急修理が完了しない場合には、防災庁まで協議されたい。）。なお、応急修理が完了した場合は、速やかに応急仮設住宅を退去されたい。

オ　応急修理は、住まいの再建を図るために速やかに実施されるべきであり、被災自治体は、応急修理期間の短縮化に努められたい。

カ　応急修理期間中の応急仮設住宅の使用に関し支出できる費用は、（４）ア（イ）のとおりとする。

（６）留意点

ア　応急修理の対象範囲の基本的考え方について「住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ」を以下のとおり整理した。

なお、Ｑ＆Ａに記載する例は一例であり、これに掲載されていない事案であっても対象となる場合もあるので、個別に防災庁に相談すること。

法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ

令和８年11月改定

番号	質　　問	回　　答
【制度関係】		
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。 なお、応急修理制度は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないため、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象としています。
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	応急仮設住宅は住まいを失った方への救助である一方、住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための救助であることなどから、原則、救助として、応急仮設住宅に入居している方が、応急修理に申し込むことは行われていません。

		一方、修理期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合、災害発生の日から最長６か月間、賃貸型応急住宅の入居が可能です。
5	法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の支援金は併給してもよいか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など被災者生活再建支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記２と同じく自己負担分の契約が必要となります。
6	火災保険等の保険金が振り込まれるため、お金が入る予定だが、その場合でも資力がないとしてよいか。	保険金が振り込まれても応急修理の対象者として差し支えありません。（例えば、住宅のローンや教育ローン等、災害により保険金が振り込まれたとしても、様々な費用負担があることも考えられるため、必ずしも資力があるとは言えない。そのため、「資力に関する申し出書」に資力がないことを記載してください。）
7	公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
8	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の応急修理制度は、住宅の修理が対象となります。 そのため、駐車場や倉庫は対象外です。 駐車場や倉庫が住宅に併設されていても、その箇所は対象外となります。
9	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
10	住宅の応急修理の完了期限が３か月（国の災害対策本部が設置された場合は６か月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は３か月（国の災害対策本部が設置された場合は６か月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、防災庁と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いします。
11	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもありますが、期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
12	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※　平成 28 年 5 月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
13	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ①　住宅の応急修理申込書（様式１号） ②　罹災証明書の写し

		③　施工前の被害状況が分かる写真 ④　修理見積書（様式３号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤　資力に関する申出書（様式２号） 　上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口に確認してください。 　また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
14	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	罹災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 　また、罹災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、罹災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
15	応急修理の申請時には、「罹災証明書」や「住民票」を提出しなければならないのか。	「罹災証明書」や「住民票」提出は、法令で義務付けられたものではありませんが、必要に応じて確認させていただく場合があります。 　この場合、コピーで差し支えありません。
16	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金等の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
17	別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象とすることはできません。
18	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
19	１階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、１階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 　ただし、１階の階段が壊れて２階の居住スペースに行けない、１階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
20	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。 　また、「離れ」に浴室がある（「母屋」には浴室はない）など「離れ」の浴室を修理しなければ、日常生活に支障が生じる場合は、「離れ」の浴槽を修理して差し支えありません。 　なお、この場合には、図面等の添付してください。
21	被災者自身が建設業に従事しており、自ら自宅を修理する場合、救助費の対象となるのか。	住宅の応急修理は、救助の実施機関が修理業者と直接契約又は都道府県が自ら大工あるいは技術者を（賃金雇上等により）動員して応急修理を実施する現物給付を原則としていますので、被災者自身と異なる人格の株式会社（有限会社）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）、一般社団法人、ＮＰＯ法人その他の法人や個人（自己以外の（いわゆる）「ひとり親方」）が被災自治体と契約の上、修理を実施することは差し支えないものと整理されます。 　一方、被災者と同一人格となる自己の名で実施機関と契約を行い、自ら修理を実施して修理代金を受け取る場合は、現金給付と整理されるので、救助費の対象外となります。

22	ＤＩＹの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	ＤＩＹは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
23	材料費のみもらって施工は自分でする場合は、対象にならないのか。	上記と同様ですが、修理業者との契約が発生しないため対象外となります。
24	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	①　分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ②　賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
25	間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を６畳間から８畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
26	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
27	75 万 7 千円以内あるいは 36 万 7 千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。
28	住宅の修理の見積を依頼したら、100 万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第２号）を作成し、各市町村窓口に提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 ・修理総額　100.0 万円の場合 ・応急修理　 75.7 万円以内 （注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） ・自己負担　 24.3 万円以上 なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いします。
29	住宅が大きい場合、全体の見積書を取る必要があるか。	応急修理の対象部分のみの見積もりで差し支えありません。 しかし、対象とした部分が応急修理の対象とならないことも考えられるため、全体の見積書があると幅広に修理の対象を整理することが可能となります。
30	応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもら	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。

	ってはいけないのか。	（ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）
31	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
32	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。
33	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差し支えありません。 なお、令和３年の地方からの提案等に関する対応方針（令和３年 12 月 21 日閣議決定）において、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加えました。地方公共団体が使用する場合は、様式を選択することが可能となります。
34	施工中の写真のみ撮っていないという場合、どのようにしたらよいか。	施行中の写真がない場合等は、施工業者から『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』を提出いただくことで施行中の写真等の代替とします。
35	事前着工しており契約をしている場合でも、施工前、施工中、施工後の写真があれば事前着工は認めるということでよろしいか。	修理業者にお金を支払っていなければ対象とすることが可能です。速やかに、最寄りの自治体に応急修理の申込を行ってください。 また、工事終了後に申請が出てきた場合でも、支払いがされていない場合は応急修理の対象として差し支えありません。
36	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
37	被災した翌日に、修理業者が来て、「屋根が壊れているから、直ぐに修理が必要だ。」と言って、契約を迫ってきた。 どうしたら良いだろうか。	被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。 まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。 また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）

【屋根】

38	壊れた屋根の補修は対象になるか。	地震や台風・暴風、竜巻による屋根瓦の脱落やズレ等を修理する場合、応急修理の対象として差し支えありません。 具体的には、 ・屋根葺材（瓦、鋼板など）のずれ・めくれ、落下、割れ

		・破損 ・野地板（瓦の下地板）の破損 ・アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀裂 ・棟木、小屋束、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 ・雨樋などの不陸、破損　など
39	瓦葺屋根から鋼鈑葺屋根に変更することは可能か。	近年、瓦業者が減少しております。そのため、瓦葺屋根から鋼鈑葺屋根に変更することは差し支えありません。
40	経年劣化した屋根の修理は対象になるのか。	災害により受けた住宅の被害等を修理する制度ですので、経年劣化だけでは応急修理の対象にはなりません。
41	屋根の塗装だけというケースは応急修理の対象になるのか。	災害により破損した箇所を修理し、修理箇所の鋼鈑の色に元の屋根を同じ色に合わせる等は対象として差し支えありません。 なお、屋根の腐食防止等の経年劣化による再塗装は修理ではないため、対象にはなりません。

【柱・梁】

42	傾いた柱の起しは応急修理の対象として良いか。	筋交いの取替、耐震合板の打ち付け等の耐震性確保ための措置を行うことは可能です。
43	破損した柱・梁等の構造部材の取替は可能か。	柱や梁に損傷が生じた場合、応急修理の対象となります。 柱・梁が折れるなどの大きな損傷がある場合は、住宅の重量を支えることができない場合もあるため、住宅に入る場合は安全を確保した上で入ること。

【基礎】

44	基礎の修理はどこまでが対象となりますか。	地震の揺れ、液状化、河川の決壊（外力あり）などの被害により、「布基礎」、「べた基礎」、「玉石基礎」などの基礎部分に損傷或いは、地盤の流出、陥没、液状化等が発生した場合は、応急修理の対象となります。 （被害の具体例） ✔基礎のひび割れ、剥落、破断、局部破壊 ✔地盤沈下等による不陸 ✔上部構造が基礎から移動 ✔地盤の流出、陥没、液状化　など ただし、「基礎コンクリートの劣化防止のための工事」など、将来的なコンクリートの劣化防止（予防措置）のための工事は応急修理の対象とはなりません。

【外壁・内壁・間仕切壁等】

45	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
46	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
47	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。

48	壁の修理について、床上 20～30cm 程度浸水した場合、浸水した部分のみの壁を修理するということは不可能だと考えるが、上まで修理することを対象とすることができるのか。	修理業者において上部まで交換する方が良いと判断するのであれば、交換して差し支えありません。 一般的には、床上 20～30 ㎝であれば、床上から 50 センチ程度を切り取り、壁内の断熱材を抜き取り、乾燥をさせてから、修理する方法も考えられます。
49	壁紙の補修は可能か。	壊れた内壁の補修とともに、壁紙の補修を実施する場合には、対象として差し支えありません。 壁紙だけの補修は対象にはなりません。
50	書院、床の間、床脇の壁や建具は応急修理の対象になるのか	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりませんが、床の間等の壁が損傷し、外壁まで損傷している場合には、壁のみ補修が可能です。

【床・階段】

51	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるのか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として交換等していただいて差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
52	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
53	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
54	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
55	今後の水害で被災しないように、床を嵩上げする工事は応急修理の対象とすることができるのか。	応急修理制度は破損した住宅の修理を行う制度であり、今後、発生しうる災害に備えるための予防的な工事は応急修理の対象とはなりません。
56	床下地材の交換は行わずに、クッションフロアのみの交換は応急修理の対象となるのか。 （修理業者は、下地材は交換せずにクッションフロアのみの交換で問題ないと判断。クッションフロアは今回の災害により、修理が必要である）	応急修理の対象となります。 なお、下地材が一見して交換の必要はなくても、そのまま、放置すると臭気やカビの発生原因になるため、一旦外して洗浄、乾燥、消毒などを実施した上で、再度、下地として利用することも考えられます。 この場合、消毒費用については応急修理の対象外であるため、都道府県に相談してください。
57	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。

58	床下収納や階段下収納は対象になるのか	床下収納や階段下収納は日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とはいえないため、応急修理の対象外となります。
59	書院、床の間、床脇の床板は応急修理の対象になるのか	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりません。

【建具（ドア、窓等）】

60	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
61	窓ガラスについては、ペアガラスでもよいと記載がある。問題ないか。	サッシ（窓枠）毎交換を行う場合は、ペアガラスのサッシにしても差し支えありません。 割れたガラスだけの取り換えについては、被災前と同等のガラスに取替となります。
62	壊れたクレセントの交換は可能か。	地震等により変形したクレセントを交換する場合、応急修理の対象として差し支えありません。

【配管・配線】

63	配管の修理はどこまで対象になるか。	災害により破損した、 ・上下水道管の水漏れの補修、 ・給排気設備（換気扇などの交換）、 ・電気・ガス・電話等の配管・配線の補修 は応急修理の対象となります。
64	上水道配管の水漏れ部分の補修の対象はどこまでの部分か。	上水道の修理は、市町村が設置する止水栓（元栓）から宅内に引き込まれる配管が対象となります。 一般的に配管は地中に埋設されていることから、修理を行う際は、敷地の掘削が必要になります。
65	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。
66	地震により、宅内の水道管に亀裂が入った。水道管の修理は対象となるか。	宅内の水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
67	地震により浄化槽につながっている下水管が外れてしまったが、応急修理の対象となるか。	宅内の下水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
68	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
69	配線の補修はどこまでが修理の対象となるのか。	電気、テレビアンテナ、電話等の配線の修理は対象として差し支えありません。

		また、スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックなども対象になります。

【便所】

70	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理の対象として差し支えありません。 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず、応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合はグレードアップとなり対象外となります。 和式便器から洋式便器は対象として差し支えありません。 （ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とはなりません。
71	住宅の１階と２階の両階にトイレがあり、１階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	１階にトイレがあり災害により破損したが、２階にもトイレがあり、差し当たって２階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 また、２階のトイレと１階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。
72	温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
73	トイレには、大便器と小便器があるが、どちらも修理して良いか。	応急修理制度は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を修理するものであり、大便器を修理することで、排泄の用が足りることから、小便器の修理は対象とはしていません。

【浴槽】

74	浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。 また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。 なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。

【キッチン】

75	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のＩＨクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 ＩＨクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 なお、ガスコンロからＩＨクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
76	システムキッチンが丸ごと、交換することになった場合、ガスコンロ。ＩＨどちらでもよいか。	ガスコンロやＩＨヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理対象として差し支えありません。 ただし、ガスコンロからＩＨヒーターに変更する等、明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
77	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。

【給湯設備】

78	屋外設置型給湯器は応急修	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）

	理の対象となるか。	対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）
79	壁面設置型の屋外給湯器の設置位置を変更しても問題ないか。	これまで設置されていた場所から、上下、左右、設置する位置を変更することは差し支えありません。
80	屋外設置型給湯器について、メーカーを変えた場合でも同等なものであれば対象にできるのか。	メーカーを変えた場合でも、同等品であれば対象として差し支えありません。
81	屋外設置型給湯器（エコキュート等）、国の補助（給湯省エネ 2024 事業）があるようだが応急修理と併用は可能か。	応急修理は市町村が直接業者に支払うことになっていることから併用にはなりません。 ただし、給湯器を修理の自費修理の対象としない場合、自己負担で国の補助に申し込むことは可能です。
82	設備等の同等品の取扱いについて、型番等の写真から同等品か確認をする等行っている事例があるが、どの程度まで行えばよいか。	便器、浴槽、キッチン及び給湯器等、被災前に使用していたメーカー名と型番（写真撮影）及び後継機種であることを証明する資料（写真及びカタログや同等品証明など）があれば差し支えありません。

【エアコン】

83	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。

【その他】

84	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。

【収納関係】

85	収納は応急修理の対象となるのか。	収納は、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とは言えないため、応急修理の対象とはなりません。

イ　手続きの流れ

（ア）災害発生前にあらかじめ行っておくこと

① 都道府県又は事務委任を受ける市町村が、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者に周知する。

② 都道府県又は事務委任を受ける市町村が業者指定を行う。必要に応じて追加削除等の指定業者リストの管理を行うこと。

なお、応急修理や緊急修理は、応急救助であることから迅速な対応が必要であり、また、災害時には、応急修理や緊急修理を行う工務店等の業者が被災することや、需要増により、対応できる業者が不足することが想定されることから、管内のみならず、必要な場合には管外に視野を広げ、応援を得るための手順を確認

することや、近隣の都道府県とリストを交換するなどの準備を進めることが、重要と考えられる。

（イ）災害発生後の手続き

都道府県又は事務委任を受けた市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図１及び図２のとおり。

なお、災害時には、被害認定調査の結果や罹災証明の交付などの状況に基づき、応急修理や緊急修理の需要を把握し、応急修理や緊急修理を行う工務店等の業者が不足してないことを、日々、確認し、不足する、又は不足するおそれがある場合には、管内のみならず、必要に応じて管外に視野を広げて対応を進めることが重要と考えられる。

（７）必要な書類

法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア　救助実施記録日計票

イ　住宅の応急修理記録簿

ウ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

エ　住宅の応急修理関係支払証拠書類

図１　住宅の応急修理に係る県と市区町村の事務分担

実施項目	都道府県業務	市区町村業務
①　県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
②　特別基準に関する防災庁との連絡調整等	○	×
③　修理業者への業務内容説明		
④　住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 （障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）		
⑤　被災者からの申込様式の作成		
⑥　県・市町村の申込受領に関する様式等の作成		
⑦　被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）		
⑧　修理見積書の確認		
⑨　修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収		
⑩　修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明		
⑪　修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施		
⑫　修理業者からの請求書の提出の確認		
⑬　修理業者に対する負担行為・支払い		

※　応急修理は住家が対象であり、店舗、倉庫や駐車場等の非住家は対象外である。
※　県・市町村の業務分担を整理し、業務遂行に当たり、実施漏れがないことを確認すること。

図２　住宅の応急修理の手続き及び流れ

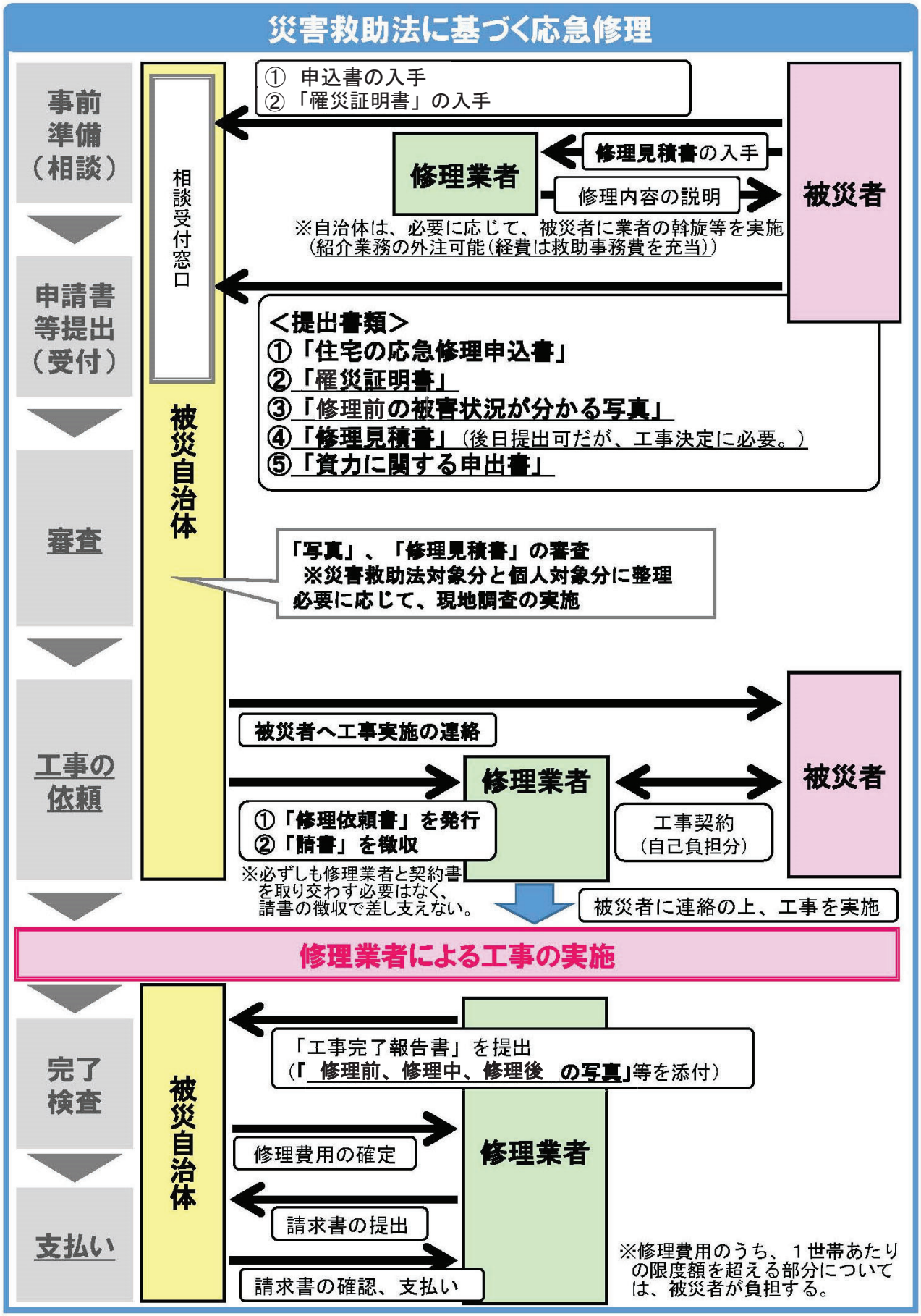


図３　（被災者・修理業者向け）写真の撮り忘れ防止のためのチラシ（例）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。

応急修理制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所が分かるよう“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

＜撮影上の留意点＞

（１）外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
- ✔ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
  メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
- ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
  室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
  また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

（２）室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
- ✔ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
  片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

（３）設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
- ✔ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✔ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
  応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

＜修理業者の方にもお伝えください＞
- ✔ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



見守り新鮮情報

台風で屋根が破損し**雨漏り**したので、慌てて手元にあったチラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、**屋根のふき替え工事**をしてもらうことになったが約**200万円**と高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで**困っていた**こともあり**契約**したが、やはり高額なので解約したい。
(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

慌てないで！災害後の住宅修理トラブル

ひとこと助言



- 豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を集めておくことも大切です。
- 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第343号（2019年7月30日）発行：独立行政法人国民生活センター